
5 0 9 6 . 海上簡易輸入申告

業務コード	業務名
S D C	海上簡易輸入申告

1. 業務概要

海上の輸入混載貨物について海上簡易輸入申告を行う。

本業務は「混載貨物事前情報登録（SKA）」業務で事前に情報提供された貨物に限り実施可能である。

(1) 本業務では以下の申告条件を指定することができる。

コード	申告条件	備考
なし	海上簡易輸入申告を行う。（以下、通常申告という。）	①搬入時申告による自動起動を含む ②開庁時申告による自動起動を含む。
T	予備申告を行う。 本申告の起動方法は、手動起動を指定する。 （以下、予備申告（T）という。）	予備申告変更を含む。
H	予備申告または予備申告変更した情報を使用し、本申告を行う。 （以下、本申告という。）	①開庁時申告による自動起動を含む。 ②予備申告時に指定された起動方法により起動される。
Z	予備申告を行う。 本申告の起動方法は貨物搬入時自動起動を指定する。 （以下、予備申告（Z）という。）	予備申告変更を含む。
I	貨物搬入確認登録時に海上簡易輸入申告を自動起動（以下、搬入時申告という。）する旨を登録する。	搬入時申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による搬入時申告の登録が行われない限り、搬入時申告は処理されないこととなる。
K	既に通関予定蔵置場へ搬入確認済みの貨物について登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）をもって海上簡易輸入申告または本申告を自動起動（以下、開庁時申告という。）する旨を登録する。	開庁時申告の前に本業務により訂正が行われた場合は、改めて開庁時申告の登録が行われない限り、開庁時申告は処理されないこととなる。

(2) 本業務は以下の条件で自動起動される。

申告条件	自動起動条件
通常申告	搬入時申告の登録後、通関予定蔵置場への貨物の搬入等を契機に自動起動される。
	搬入時申告が税関の開庁時間外に自動起動された場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届がされていない場合は、当該起動後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に自動起動される。
	開庁時申告の登録後、最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に自動起動される。
本申告	予備申告（Z）後、「混載貨物確認登録（CTS）」業務等による通関予定蔵置場への貨物の搬入を契機に自動起動される。
	本申告が税関の開庁時間外に自動起動された場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届がされていない場合は、当該起動後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に自動起動される。

申告条件	自動起動条件
開庁時申告の登録	搬入時申告または本申告が税関の開庁時間外に自動起動された場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届が提出されていない場合は、開庁時申告の登録が自動に行われる。 ただし、当該起動後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日にあたる場合は、これらの日の翌日の予め定められた時刻）を待たずに通常申告または本申告を行う場合は、時間外執務要請届出後に手動により行う。

(3) 本業務は以下の時間帯に実施可能である。

申告条件	実施可能時間帯	特記事項
通常申告	税関開庁時間内	本業務が税関の開庁時間外にわたる場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。
本申告		
予備申告	時間帯を問わない	
搬入時申告の登録		
開庁時申告の登録	税関開庁時間外	

(4) 入力内容に基づき海上簡易輸入申告を「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。

(5) 審査区分が「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」のいずれかに選定される場合がある。

(6) 「簡易審査扱い」（保留中は除く）に選定された海上簡易輸入申告は、即時に許可となる。

(7) 以下の全てを満たす場合に自由化申告として扱われる。

①本業務が入力された日において輸入者が特例輸入者、または入力者が認定通関業者である旨が登録されている（以下、当該輸入申告等をAEO申告という）。

②あて先官署と蔵置官署が一致しない。ただし、同一官署判定処理にて同一官署として判定された場合を除く。

③申告先種別コードに「T：特別通関貨物」または「R：一般申告（緊急通関貨物）」の登録がない。

④あて先官署が政令派出所でない。

2. 入力者 通関業

3. 制限事項

①課税価格が10,000円以下であること。

②本業務により発生する枝番は、9以下であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②システムに通関士として登録されていること。

③入力されたハウスB/L番号のSKA業務実施者に対して、SDC業務実施可能な旨がシステムに登録されている利用者であること。

④申告番号が入力された場合、輸入マニフェスト通関申告DBに登録されている申告者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸入マニフェスト通関申告DBチェック

入力された申告番号について以下のチェックを行う。

- ①入力された申告番号が輸入マニフェスト通関申告DBに存在すること。
- ②海上簡易輸入申告がされていないこと。
- ③通常申告または搬入時申告の登録の場合は、予備申告がされていないこと。
- ④本申告または予備申告変更の場合は、予備申告がされていること。
- ⑤以下の登録がされていないこと。

「輸入申告等手作業移行」

「輸入申告等撤回」

(4) 税関開庁時間チェック

申告条件が開庁時申告の登録の場合は、本業務が行われた時間が税関の開庁時間外であること。

(5) 時間外執務要請届DBチェック

申告条件が通常申告または本申告の場合で、本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該申告者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(6) 混載貨物事前情報DBチェック

入力されたハウスB/L番号について、混載貨物事前情報DBに存在すること。（SKA業務が実施済みであること。）

(7) 貨物情報DBチェック

入力されたハウスB/L番号について、以下のチェックを行う。ただし、申告条件が予備申告の場合は、貨物情報DBが存在する場合のみチェックを行う。

なお、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、貨物情報DBに登録されている場合のみ行う。

通：通常申告、予：予備申告、本：本申告、搬：搬入時申告の登録、開：開庁時申告の登録

○：チェックを行う、空白：チェックを行わない

項番	チェック条件	通	予	本	搬	開
1	ハウスB/L番号が貨物情報DBに存在すること。	○		○	○	○
2	輸入貨物であること。	○	○	○	○	○
3	他の輸入申告等がされていないこと。	○	○	○	○	○
4	混載子B/Lであること	○	○	○	○	○
5	マスターB/L番号（最上位）に入力がある場合で、貨物情報DBにマスターB/L番号（最上位）の登録がある場合は、入力と一致すること。	○	○	○	○	○
6	入力された通関予定蔵置場に貨物が蔵置されていること。	○		○		○
7	仕分けの親となっていないこと。	○	○	○	○	○
8	混載仕分けの親となっていないこと。	○	○	○	○	○
9	訂正保留中となっていないこと。	○	○	○	○	○

項番	チェック条件	通	予	本	搬	開
10	以下の項目について、入力された内容と貨物情報DBに登録されている内容が同一であること。 ①貨物個数 ②積載船舶コード ③船卸港コード	○		○		○
11	入港年月日の入力がない場合は、貨物情報DBに入港年月日が登録されていること。	○		○		
12	入力されたまたは貨物情報DBより補完された入港年月日が、本業務が行われた日より未来日でないこと。	○		○		
13	以下の登録がされていないこと。 「廃棄届受理」 「亡失届受理」 「滅却承認」 「現場収容」 「税関内収容」 「その他の搬出承認」	○	○	○	○	○
14	貨物手作業移行されていないこと。	○	○	○	○	○
15	削除対象となっていないこと。	○	○	○	○	○
16	自動起動による申告（本申告、搬入時申告または開庁時申告）の場合は、税関への通知を要する事故が登録されている貨物（税関による事故確認登録がされている貨物を除く）でないこと。	○		○		
17	通関予定蔵置場以外の蔵置場における搬入時申告の登録がされていないこと。	○		○		○
18	入力された通関予定蔵置場に既に貨物が搬入されている場合は、本申告の起動方法は手動起動であること。		○			

(8) 輸出入者関連チェック

輸入者コード欄に入力された輸入者コードまたは法人番号で以下のチェックを行う。

(A) 輸入者コードまたは法人番号が国内用輸出入者DBまたは法人番号管理DBに存在すること。

(B) 識別符号チェック

識別符号欄の入力によって、以下のチェックを行う。

- ①識別符号欄が「1」の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードであること。
- ②識別符号欄が「2」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードまたは、無符号輸入者であること。
- ③識別符号欄が「3」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードまたは、無符号輸入者であること。
- ④識別符号欄が未入力の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者コードとしてシステムに登録されている輸入者コードであること。

(9) 保税地域関連チェック

- ①通関予定蔵置場コード欄に本船・ふ中に対応するコードの入力がないこと。
- ②通関予定蔵置場コード欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がないこと。
- ③通関予定蔵置場コード欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がないこと。
- ④通関予定蔵置場コード欄に他所蔵置場所に対応する保税地域コードの入力がないこと。

(10) その他のチェック

- ①申告先種別コード欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物（税関の一般執務時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。
- ②申告予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。

- ③AEO申告である場合は、通関予定蔵置場を管轄する税関外の官署への申告を可能とする（申告先種別コードに「R：一般申告（緊急通関貨物）」または「T：特別通関貨物」の登録がある場合、若しくはあて先官署が政令派出所の場合を除く）。
- ④あて先官署は外郵便署でないこと。
- ⑤運送場所識別に「C：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と同じ場所のみが定められている場合」が入力されており、かつ以下の項目が入力されている場合は、輸入者情報（住所・名称）と完全一致すること。なお、輸入者情報（住所・名称）と完全一致する内容は、以下の項目についてすべて一致した場合を指す。
- ・運送場所の所在地1（都道府県名）：住所1（都道府県）
 - ・運送場所の所在地2（市区町村（行政区名））：住所2（市区町村（行政区名））
 - ・運送場所の所在地3（町域名・番地）：住所3（町域名・番地）
 - ・運送場所の所在地4（ビル名ほか）：住所4（ビル名ほか）
 - ・運送場所の所在地：輸入者住所
 - ・運送場所の名称等：輸入者名
- ⑥運送場所識別に「T：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められている場合（輸入者の住所と異なる運送先が1か所）」または「M：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められている場合（輸入者の住所と異なる運送先が複数か所）」が入力されている場合は、輸入者情報（住所・名称）と完全一致しないこと。

5. 処理内容

（1）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（2）申告条件切替え処理

- （A）申告条件が搬入時申告の登録の場合で、貨物が既に通関予定蔵置場に搬入済みである場合は、申告条件を通常申告へ切り替える。
- （B）税関の開庁時間外に本申告または搬入時申告が自動起動した場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届がされてない場合は、申告条件を開庁時申告の登録へ切り替える。

（3）あて先官署決定処理

- （A）予備申告が行われている場合
予備申告のあて先官署を引き継ぐ。
- （B）予備申告が行われていない場合以外
（a）あて先官署コード欄に入力がある場合は、入力された申告官署とする。
（b）あて先官署コード欄に入力がない場合は、申告先種別コード欄ごとに、以下の項番の順で決定する。

項番	申告先種別コード欄 処理	スペース、Y、K、E	R	T
1	以下の条件をすべて満たす場合 ①入力者が認定通関業者である ②通関予定蔵置場の管轄税関官署に認定通関業者用申告官署に変換を行う旨が登録されている ③入力者について認定通関業者用申告官署がシステム登録されている	認定通関業者用申告官署	通関予定蔵置場を管轄する申告官署	通関予定蔵置場を管轄する特別通関貨物を受付ける申告官署

2	上記以外の場合	通関予定蔵置場を 管轄する申告官署	通関予定蔵置場を 管轄する申告官署	
---	---------	----------------------	----------------------	--

(4) あて先部門の設定処理

(A) 予備申告変更以外の場合

- ①あて先部門コード欄に入力がある場合は、入力された部門をあて先部門とする。
- ②あて先部門コード欄に入力がない場合は、システムに登録されているあて先部門コードを設定する。

(B) 予備申告変更の場合

- ①あて先部門コード欄に入力がある場合は、入力された部門をあて先部門とする。
- ②あて先部門コード欄に入力がない場合で、あて先官署コードが変更されていない場合は、予備申告時のあて先部門を引き継ぐ。
- ③あて先部門コード欄に入力がない場合で、あて先官署コードが変更された場合は、システムに登録されているあて先部門コードを設定する。

(5) 邦貨換算処理

インボイス通貨コード欄、運賃通貨コード欄及び保険通貨コード欄に入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、それぞれの価格等を邦貨に換算する。

(A) 処理条件

- ①入力通貨コードにより「税額計算用」換算レートを適用する。
- ②申告等予定年月日が翌週の場合は、翌週の換算レートを適用する。
- ③邦貨への換算は入力項目単位に行う。

(B) 換算式

入力金額×適用レート

なお、換算の都度、円位未満を切り捨てる。

(6) 課税価格算出処理

(A) 課税価格欄に入力がない場合

(a) 算出処理

(ア) 保険区分コード欄が無保険に対応するコード以外の場合

①インボイス価格条件コードがC I F 価格の場合

「インボイス価格+運賃*¹」を課税価格合計とする。

(* 1) 運賃区分コード欄に「インボイス等上の運賃より実際の運賃が上まわっているための差額運賃」に対応するコードの入力を伴って運賃欄に入力された運賃

②インボイス価格条件コードがC & F 価格の場合

「インボイス価格+運賃*¹+保険料」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

- ・保険区分コード欄に個別の保険に対応するコードの入力がある場合
保険金額欄に入力された金額を保険料とする。
- ・保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合
保険料自動計算式*²により算出された金額を保険料とする。

(* 2) 税関長公示額における「通常要すると認められる保険料の額」に示される計算式に基づき、保険料自動計算適用管理DBに登録されている「C & F 価格+補正額」の価格帯に応じた保険料自動計算式。

なお、本業務においては補正額を0として自動計算式を適用する。

- ・保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードの入力がある場合
保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

③インボイス価格条件コードがC & I 価格の場合

「インボイス価格＋運賃」を課税価格合計とする。

④インボイス価格条件コードがF O B価格の場合

「インボイス価格＋運賃＋保険料」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

- ・保険区分コード欄に個別の保険に対応するコードの入力がある場合

保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

- ・保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

保険料自動計算式*²により算出された金額を保険料とする。

なお、自動計算に用いるC & F価格は「インボイス価格＋入力された運賃」とする。

- ・保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードの入力がある場合

保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

(イ) 保険区分コード欄に無保険に対応するコードの入力がある場合

①インボイス価格条件コードがC & F価格の場合

「インボイス価格＋運賃*¹」を課税価格合計とする。

②インボイス価格条件コードがF O B価格の場合

「インボイス価格＋運賃」を課税価格合計とする。

(b) 端数処理

発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(B) 課税価格欄に手計算により算出した課税価格が入力された場合

課税価格欄に入力された金額を課税価格とする。

(7) 審査区分選定処理

開庁時申告以外の場合は、入力された内容に基づき「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかの審査区分に選定する。

ただし、予備申告後に「審査区分変更・検査（運送）指定（C K O）」業務により審査区分の変更が行われた場合は、指定された審査区分になる場合がある。

(8) 検査区分選定処理

審査区分選定処理により、「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」のいずれかに選定される場合がある。

ただし、予備申告後にC K O業務により検査区分の変更が行われた場合は、指定された検査区分になる場合がある。

(9) 通関関係書類提出要否判定処理

審査区分選定処理により「簡易審査扱い」（保留中を除く）に選定された場合は、輸入マニフェスト通関申告D Bの内容に基づき、通関関係書類の提出要否を判定する。

(10) 蔵置官署の決定処理

通関予定蔵置場コードに基づき、蔵置官署を決定する。

(11) 蔵置部門の決定処理

あて先官署と蔵置官署が同一の場合は、あて先部門を蔵置部門とする。

あて先官署と蔵置官署が異なる場合は、システムに登録されている蔵置部門とする。

(12) 申告番号の払出し処理

申告番号の入力がない場合に、以下の条件をすべて満たす申告番号を払い出す。

①輸入マニフェスト通関申告D Bに登録されていない申告番号（先頭1 0桁）

②添付ファイル管理D Bに登録されていない申告番号（先頭1 0桁）

(13) 申告番号の枝番払出し処理

予備申告後に本業務を行う場合に、申告番号の枝番を払出す。（自動起動を除く。）

(14) 輸入マニフェスト通関申告DB処理

入力内容を輸入マニフェスト通関申告DBに登録・更新する。

(15) 貨物情報DB処理

入力されたハウスB/L番号について、処理結果及び海上簡易輸入申告された旨を貨物情報DBに登録する。

(16) 時刻起動電文DB処理

①申告条件が開庁時申告の登録の場合は、開庁時申告を行う旨を時刻起動電文DBに登録する。

②申告条件が通常申告または本申告の場合で、開庁時申告の登録後に時間外執務要請届の届出時間帯に本業務が行われた場合は、登録済みの時刻起動電文DBを削除する。

(17) 審査終了処理

審査区分が「簡易審査扱い」（保留中を除く）または予備申告で「書類審査扱い」に選定され予備申告の審査終了が行われている場合のみ処理を行う。

(A) 輸入マニフェスト通関申告DB処理

審査終了（予備申告審査終了を含む）された旨を輸入マニフェスト通関申告DBに登録する。

(B) 貨物情報DB処理

入力されたハウスB/L番号について、審査終了された旨を貨物情報DBに登録する。

(18) 許可処理

通常申告または本申告の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」（保留中を除く）または予備申告で「書類審査扱い」に選定され予備申告の審査終了が行われている場合のみ処理を行う。

(A) 輸入マニフェスト通関申告DB処理

①許可された旨を輸入マニフェスト通関申告DBに登録する。

②削除対象とする旨を輸入マニフェスト通関申告DBに登録する。

(B) 貨物情報DB処理

①許可された旨を貨物情報DBに登録する。

②削除対象とする旨を貨物情報DBに登録する。

(19) 時間外執務要請届使用実績DB処理

通常申告または本申告で税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

(20) 添付ファイル管理DB処理

添付ファイル管理DBに入力された申告番号に係る情報が存在する場合は、以下の処理を行う。

①申告（予備申告を含む。）された旨を登録する。

②許可となった場合は、「通関関係書類提出要否判定」の判定結果及び許可された旨を登録する。

(21) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
海上簡易輸入申告控情報	通常申告または本申告で、許可とならなかった場合	入力者
海上簡易輸入申告控（予備申告）情報	予備申告を行った場合	入力者
海上簡易輸入申告変更控（予備申告）情報	予備申告変更を行った場合	入力者
輸入許可通知（海上簡	許可となった場合	入力者

情報名	出力条件	出力先
易) 情報		輸入者* ³
許可・承認貨物(輸入) 情報	許可となった場合	通関蔵置場* ³
検査指定情報* ⁴	以下の条件をすべて満たす場合 ①検査区分が「現場検査」、「検査場検査」、「大型×線検査」または「見本確認」に指定された ②当該検査区分にかかる検査指定票が未出力である	入力者
		検査立会者* ⁵
	以下の条件をすべて満たす場合 ①予備申告後の本申告 ②予備申告時にＣＫＯ業務により検査区分が「現場検査」、「検査場検査」、「大型×線検査」または「見本確認」に指定された	通関蔵置場* ³
海上簡易輸入申告情報 (レコーダ)		税関 (通関担当部門)
		税関 (通関担当部門)* ⁶
添付情報通知情報	以下の条件をすべて満たす場合 ただし、予備申告時に出力済みの場合は、出力しない ①添付ファイル管理ＤＢに申告番号に係る情報が存在する ②海上簡易輸入申告情報 (レコーダ) を出力する	税関 (通関担当部門)
		税関 (通関担当部門)* ⁶
検査予約取消票		税関 (通関担当部門)* ⁶
検査取消票	検査指定が取り消された場合	申告者
		検査立会者* ⁵
		通関蔵置場* ³

(* 3) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

(* 4) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｌ０１「検査指定情報等について」を参照。

(* 5) 検査立会者に指定されている利用者が申告者と同一である場合は出力しない。

(* 6) 蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。